

## 継続的な能力の開発の促進に関する規則(建築士会CPD規則)

公益社団法人 大阪府建築士会  
理事会承認 令和3年12月15日

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本建築士会連合会継続的な能力の開発の促進に関する規則(以下「連合会CPD規則」という。)第2条に基づき、継続的な能力の開発に関する事業(以下「建築士会CPD制度」という。)を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (建築士会CPD制度の実施)

第2条 公益社団法人大阪府建築士会(以下「本会」という。)は、連合会CPD規則及びこの規則の定めるところにより、建築士会CPD制度を実施する。

- 2 連合会CPD規則は、この規則の施行の日から適用する。
- 3 本規則に別段の定めのない事項については連合会CPD規則を適用する。

### (用語の定義)

第3条 この規則における用語の意義は、連合会CPD規則の定めるところによる。

### (CPD参加者の登録の方法及びデータ管理費の納付)

第4条 建築士会CPD制度に参加しようとする者は、建築士会CPD制度参加登録申込書(様式第1号)に必要な事項を記載し、CPDカード発行費及びデータ管理費(CPD参加者(連合会CPD規則第4条第2項の登録を受けた者をいう。以下同じ。))の会員登録の内容、CPD単位の取得状況その他建築士会CPD制度への参加に必要な各種データの管理に必要な費用をいう。以下同じ。)の合計額を添えて、本会の事務所に提出することにより、連合会CPD規則第4条第4項のCPDカード(CPD参加者が履修した研修プログラムの履修記録の登録を円滑に行うための参加者証をいう。以下同じ。)の発行に係る申し込みを兼ねて本会の会長(以下「会長」という。)に申し込みをしなければならない。

- 2 連合会CPD規則第4条第6項の規定によるCPDカードの再発行を受けようとする者は、改めて前項の申し込みをしなければならない。
- 3 第4項及び次条第2項の規定は、前項の規定により改めて申し込みをする場合について準用する。
- 4 第1項の申込書の提出は、会長が申込者の利便を勘案し別に方法を定めたときは、これによることができる。

### (初期登録費等及びデータ管理費)

第5条 連合会CPD規則第4条第7項の初期登録費は本会の会員は無料、会員以外の者は3,000円とする。

2 前条第1項のCPDカード発行費は、以下各号のとおりとする。

(1) 本会会員は無料とする。ただし前条第3項の規定によりCPDカードの再発行を受ける場合は700円とする。

(2) 会員以外の者は3,000円とする。

3 連合会規則第5条第1項のデータ管理費は、本会会員は2,000円、会員以外の者は6,200円とする。

4 会長は、建築士会CPD制度の普及促進のため必要があると認めるときは、理事会の承認を受けて、前項のCPDカード発行費及びデータ管理費の合計額の減額に係る措置を講ずることができる。

### (登録の変更内容の届出)

第6条 連合会規則第6条の建築士会CPD制度への登録の内容等の変更に係る届出は、建築士会CPD制度登録内容変更届出書(様式第2号)に必要な事項を記載し、本会の事務所に提出することにより行うものとする。

2 前項の建築士会CPD制度登録内容変更届出書の提出は、会長がCPD参加者の利便を勘案し別に方法を定めたときは、これによることができる。

### (CPD参加者による研修プログラムの認定申請)

第7条 連合会規則第10条第3項ただし書きのCPD参加者による研修プログラムのCPD単位の認定に係る申請は、建築士会CPD制度プログラム認定申請書(様式第3号)に必要な事項を記載し、本会の事務所に提出することにより行うものとする。

- 2 前項の建築士会CPD制度プログラム認定申請書の提出は、会長がCPD参加者の利便を勘案し別に方法を定めたときは、これによることができる。

#### (CPD参加者によるプログラム認定手数料)

第8条 連合会CPD規則第12条第1項のCPD参加者による研修プログラムのCPD単位の認定に係るプログラム認定手数料は、本会の会員は500円、会員以外は1,500円とする。

#### (CPD実績証明書の交付に係る手数料)

第9条 連合会CPD規則第16条第2項のCPD実績証明書の交付に係る手数料は、次の各号に掲げるCPD参加者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 本会の会員 1通あたり10名まで記載の場合 500円、以後10名以内毎に 500円
- (2) 前号以外の者 1通あたり10名まで記載の場合 1,000円、以後10名以内毎に 1,000円

#### (プロバイダー登録)

第10条 連合会CPD規則第11条第4項の研修プログラムの認定を受けようとするプロバイダーは、プロバイダーの登録申請を行わなければならない。

- 2 会長は、前項の登録申請のあったプロバイダーが次の各号のいずれかに該当すると認められた時は、その登録申請を受け付けないことができる。また、その登録後においては、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録申請の内容に虚偽があった場合
- (2) 反社会的な行為があつて社会秩序を乱した場合
- (3) 公序良俗に反する行為があつた場合
- (4) 前各号に類する行為と会長が認めた場合

- 3 第1項のプロバイダー登録申請に要する登録料は無料とする。

- 4 連合会CPD規則第11条第4項においてプロバイダー登録を受ける場合の建築士会CPD制度プロバイダー登録申請書は、様式第4号とする。

#### (プロバイダーによる研修プログラムの申請)

第11条 連合会規則第9条第3項ただし書きのプロバイダーによる研修プログラムの認定に係る申請は、建築士会CPD制度プログラム認定申請書(様式第3号)に必要な事項を記載し、本会の事務所に提出することにより行うものとする。

- 2 前項の建築士会CPD制度プログラム認定申請書の提出は、会長がプロバイダーの利便を勘案し別に方法を定めたときは、これによることができる。

#### (プロバイダーによるプログラム認定手数料等)

第12条 連合会CPD規則第11条第1項のプロバイダーによる研修プログラムの認定に係るプログラム認定手数料は、5,000円とする。ただし年間(4月から翌年3月まで)の合計額は以下の各号を超えない額とする。

- (1) 本会賛助会員であるプロバイダー 30,000円
- (2) 前号以外のプロバイダー 50,000円

- 2 会長が別に定めるものについては、前項の手数料を免除することができる。

#### (CPD単位の登録内容の一部公開)

第13条 連合会CPD規則第17条第1項のCPD参加者のCPD単位の登録内容の一部の公開の方法は、会長が別に定めるものとする。

#### 附 則

1. この規則は、平成25年9月18日から施行する。
2. この規則は、令和3年12月15日に改正する。
3. この規則施行前に登録したCPD会員及びプロバイダー並びに認定された研修プログラムは、この規則によって登録、認定されたものとみなす。